

執筆者:

E-mail✉ [川合 弘造](mailto:kuwano@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [角田 龍哉](mailto:tsumoto@nishimura-asahi.com)

1. はじめに

EU は、2019 年 12 月、「[欧州グリーンディール](#)」と題する政策文書を公表し、その後、各 EU 加盟国においても活発に ESG 投資や SDG 活動を巡る競争政策の在り方を巡る検討が進められてきました。その中で、当事務所のヨーロッパニューズレター [2021 年 7 月 20 日号](#) にて紹介したとおり、環境分野における共同行為に対して EU 競争法違反を理由とした制裁金が課されたほか、2021 年 9 月には、「[欧州のグリーン戦略を支える競争政策](#)」と題する政策概要文書が、2021 年 11 月には EU の環境政策をはじめとする様々な政策課題にどのように競争政策が貢献していくかを説明した [政策文書](#) が、相次いで公表されました。

日本でも、経済産業省と公正取引委員会が連携して、脱炭素のための革新的なイノベーションの実現と事業再編等による産業構造転換促進の観点から、競争政策上必要な方策について、検討が開始される見込みですが、両者の間では、相当な立場の違いも見られるようです¹。そこで、本ニューズレターでは、関連する EU の最新動向をご紹介します。日本企業や日本の政策への若干の示唆を検討します。

2. EU における動向

(1) EU における ESG/SDG 関連政策

欧州委員会は、2019 年 12 月、「[欧州グリーンディール](#)」を公表し、EU における 2050 年までの温室効果ガスの実質排出ゼロによる気候中立性の達成、経済成長と資源の利用のデカップリング、及び気候中立への移行において誰も・どの地域も取り残さないといった目標が示されました。これは、2016 年 11 月に発効したパリ協定において示された気温の上昇を抑える目標に沿ったもので²、その円滑な達成のために、2021 年 6 月には 2030 年までに温室効果ガスの排出を実質 55%削減するとの極めて野心的な目標を掲げた [欧州気候法\(規則\)](#) も制定されています。

欧州グリーンディールの下では、欧州委員会は、「クリーンエネルギー」、「持続可能な産業」、「エネルギー・資源効率的な建築及びリノベーション」、「持続可能でスマートなモビリティへの移行の促進」、「生物多様性及びエコシステムの保全」、「農場から食卓まで」、「毒物のない環境に向けた汚染ゼロ計画」の 7 つの領域に分類された様々な政策パッケージを公表し、順次実行を進めてきています。これらの政策は、単純な環境政策に留まらず、産業政策やエネルギー政策等と組み合わせる形で実行されてきている点が目を引きます。

さらに、促進すべき民間の投資活動等か否かの判断に役立てるため、そもそも何がサステナブルな経済活動であるのかを定義することを目的として [タクソミー規則](#) が制定され、2020 年 7 月から発効していたところ、最近の 2022 年 2 月には、天然ガスや原子力エネルギーに関する規律が追加される [方針](#) が公表されています。但し、原子力エネルギーとサステナブルな経済活動との関係を巡っては、近時のロシア・ウクライナ間の緊張を受けて、ドイツとフランスとの間等、EU 加盟国間でも考え方の違いがあるよう

¹ 経済産業省産業構造審議会経済産業政策新機軸部会「[グリーン社会の実現](#)」8 頁。これに対して、公正取引委員会の事務総長は、本年 2 月 9 日の [定例記者会見](#) で、エネルギーや環境問題の観点からの競争政策の「見直し」の可能性に関する記者の質問に答える形で、そうした動向に対して慎重な発言を行っています。

² https://ec.europa.eu/clima/policies/strategies/2050_en

です。

(2) 競争政策の動向

前記(1)のような EU における ESG/SDG 関連政策が進展する中で、社会・産業構造の大きな転換に対応するためには、必ずしも単独の事業者毎の取組みのみでは対応し難い投資規模や技術等に直面することがあります。特に、こうした取組みがコストの増加を伴う場合、競争優位性を確保することを目指している各事業者に対して、そうした転換に係る目標達成をその独自の判断に委ねてしまうと、積極的な ESG/SDG の取組みが遅れる可能性もあります。そこで、こうした目標の実現を促進するため、複数の事業者が連携して一定の規格を定めたり、新しい環境技術の研究開発・製品開発を行ったりすることで対応する必要がありますが、こうした対応をしようとする、競争政策との調整が必要になる可能性があります。

これは、欧州機能条約(Treaty of Functioning of European Union、以下「TFEU」という。)のうち競争法の規律を定める TFEU 101 条 1 項に基づき、複数の事業者間において、競争制限目的又は効果を有する「協定」をすることが禁止され、そのような協定は当然に無効とされているためです(TFEU 101 条 2 項)。これに対して、以下のとおり、一定の「協定」は、EU 競争法に違反しない余地が定められており、このような判断枠組みの下で、近時の ESG/SDG 関連の取組みがどのように評価されるかが問題となります。

ア 競争政策における環境政策の評価

TFEU 101 条 1 項に該当する水平的・垂直的な協定であっても、以下の TFEU 101 条 3 項が定める要件を全て満たす場合には EU 競争法には違反しません³。

- ① 商品の生産・販売の改善又は技術的・経済的進歩の促進に役立ち、
- ② 消費者に対しその結果として生ずる利益の公平な分配を行うものであって、
- ③ 前記目的達成のために必要不可欠でない制限を参加事業者に課すものでなく、
- ④ 当該商品の実質的部分について参加事業者間に競争を排除する可能性を与えるものでないこと。

どのような場合に前記 4 つの要件が満たされるかの判断基準については、これまでに公表されてきたガイドラインが具体的に示しており、一般的には、当該協定の競争促進効果と反競争的效果を比較衡量して、競争促進効果が上回る場合に正当化を是認する旨を定めて、基本的には「競争」に関連する要素を衡量するというスタンスが打ち出されています。

これに対して、環境政策をはじめとする自由競争政策以外の様々な政策の実現のためにとられる競争事業者間での行為への競争法の適用のあり方については、TFEU 条約発効以前の [旧 EU 協定 81 条 3 項のガイドライン](#)において、これまで「条約の他の規定によって追求される目的は旧 EU 協定 81 条 3 項の四つの要件の下で包含され得る範囲において考慮に入れられる。」としてきました⁴。

さらに、2011 年改正前の [2001 年水平的協定ガイドライン](#)では、水平的な競争事業者間での環境協定に関する評価が明示されていました。具体的には、当該 2001 年ガイドラインは、環境汚染の減少を目的として行われる協定を環境協定と定義し、協定の性質として、TFEU 101 条 1 項に、①該当しない協定、②該当する協定、及び③該当するおそれがある協定の 3 つを示し、さらに、TFEU 101 条 3 項における評価方法について述べていました。すなわち、①該当しない協定として、(i)参加者らに何らの義務を課しておらず、拘束力を伴わない方法を採用する場合、(ii)製品等の多様性・消費者による選択肢の確保に著しい影響を及ぼさない場合、(iii)リサイクル市場のように新たな市場を設ける場合などを例示していました。他方で、②該当する協定としては、カルテルを偽装した場合を挙げており、さらに、③該当するおそれがある協定として、(a)参加事業者の自由な活動を制限し、製造・販売に大きな影響をもたらす場合の他、(b)高い市場シェアを持つ参加事業者らの製品について回収・リサイクル事業を独占的に行う場合などを挙げています。ただし、TFEU 101 条 1 項に形式的には該当する場合であっても、競争制限効果を上回る経済的利益、すなわち、種々のコストを相殺する便益が発生し、消費者利益が期待でき、また、環境上の目的を達成するのに不可欠であって、潜在的な競争を排除しない場合には、TFEU 101 条 3 項によって評価されることが示されていました。

もっとも、その後の [2011 年水平的協力ガイドライン](#)では、環境に関する協定は、環境協定というカテゴリーでは取り上げられおらず、研究開発協定と環境標準という項目において、それぞれ一例として言及されるに留まっていました。すなわち、研究開発協定についての事例 5 では、自動車部品会社 2 社が既存部品に係る R&D 活動部門と技術ライセンス部門とを統合し、合併会社

³ このほかに、業種等ごとに定められている一括適用除外規則に該当する場合や、市場シェアが一定の閾値に満たない事業者による協定である場合(De Minimis)にも、EU 競争法に違反しないことがあります。

⁴ 旧 EU 協定 81 条 3 項ガイドライン para. 42.

を設立するケースを取り上げ、TFEU 101 条 3 項該当性を評価する上では、燃費向上による消費者の便益を考慮する必要があると紹介しています。また、環境標準についての事例 5 は、一定の環境基準に準拠しない洗濯機の製造を取りやめるメーカー間の合意について取り上げ、環境に配慮した新商品は技術的にみても質的効率性を伴うものであり、費用よりも便益が上回るとして、TFEU 101 条 3 項の判断基準を満たすものと紹介しています。以上からすると、ガイドライン上、EU 競争法の評価において、環境利益のような社会公共目的を取り込むこと自体は許容されているように読める内容が記載されていました。

このような方向性は、実際の EU 競争法の執行例とも基本的には軌を一にしていたように思われます。例えば、DSD 事件⁵、Eco-Emballage 事件⁶、ARA 他事件⁷といったリサイクルに関する事例では、リサイクルを競争事業者間で共同して行うこと等に関する協定が、環境保護にかなうことが正面から考慮され、適法性を基礎付ける一つの理由とされています。次に、家電メーカー団体による高エネルギー消費洗濯機の輸入等停止協定に関する CECED I 事件⁸では、かかる協定の締結事業者におけるシェアの合算は 90%近くあるものであったものの、それが利用者に「集合的な環境上の利益」をもたらす旨を認定したうえで、適法性を認めていました⁹。また、高エネルギー消費皿洗い機及び湯沸かし器の輸入等停止協定に関する [CECED II 事件](#)でも、低電力消費であることは間接的に欧州がその環境目標を達成することに資するものであることが考慮されて、適法性が認められていました。

以上に対して、ガイドラインの現代化の過程で欧州委員会が提言した[ホワイトペーパー](#)では、経済的利益を重視する姿勢が鮮明にされており、101 条 3 項の目的は「制限的行為の経済的評価の枠組みを定めることであり、政治的考慮を理由として競争法の適用を退けることを許容することではない」とも記載されていました。さらに、旧 EU 協定 81 条 3 項ガイドラインにおいても随所で、競争法の目的は経済効率性の促進であること等が指摘されていたことも考慮すると、環境利益といっても、個別の事案においては、競争の促進に資する範囲でのみ、EU 競争法上考慮されるものであるとの解釈が取られる可能性もあるように思われます。

イ 近時の動向

最近でも、市場外の非経済的利益についても EU 競争法上有意に考慮できるとか、EU 競争法における裨益すべき「需要者」は、問題となる商品役務そのものの利用者だけでなく、市民や社会を含むといった見解が示されており¹⁰、こうした見解によれば、競争事業者間における「協定」が EU 競争法に違反するかの判断において、ESG/SDG の促進や環境利益の増進といった点も勘案し得るものと考えられます。また、EGS/SDG に関して、各 EU 加盟国の競争当局による取組みも活発になっており、例えば、ギリシャの競争当局は、2020 年 9 月、競争法上のサステナビリティのサンドボックス制度の設置に係る提案を含むディスカッションペーパーを公表し¹¹、オランダでは、2021 年 1 月、一定の条件を満たすサステナビリティに関する協定であれば、利用者ではなく社会全体に対する利益の分配であり、TFEU 101 条 3 項の一定の要件を満たす旨の考え方を含んだガイドライン案が公表されています¹²。ドイツでも、2022 年 1 月、食品小売、家畜、生乳業界におけるサステナビリティに関する取組みと競争法上の評価についての考え方を公表しています¹³。

他方で、2022 年 2 月、欧州委員会の Vestegar 委員長は、市場外で裨益する「需要者」が存在したとしても、問題となっている検討対象市場において需要者の便益が害されていることを無視することは難しい旨を述べ、市場外の非経済的な利益が、検討対象市場における競争法上の評価において常に考慮できるわけではない旨を示唆しており、環境等の非経済的な利益が競争法上

⁵ DSD, [2001] OJL319/1.

⁶ Eco Emballages, [2001] OJL233/37.

⁷ ARA, ARGEV and ARO, [2004] OJL75/59.

⁸ OJ [2000] L 187/47.

⁹ OJ [2000] L 187/47, para. 56-57.

¹⁰ https://ec.europa.eu/competition-policy/index/news/competition-policy-brief-12021-policy-support-europes-green-ambition-2021-09-10_en

¹¹ <https://www.epant.gr/en/enimerosi/competition-law-sustainability.html>

¹² <https://www.acm.nl/en/publications/guidelines-sustainability-agreements-are-ready-further-european-coordination>

¹³ https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Publikation/EN/Pressemitteilungen/2022/18_01_2022_Nachhaltigkeit.pdf?__blob=publicationFile&v=3, https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Publikation/EN/Pressemitteilungen/2022/25_01_2022_Agrardialog.pdf?__blob=publicationFile&v=3

の評価にどのように作用するかについては慎重な態度を示してもいます。また、EU でも、こうした環境利益等に資する措置を、およそ EU 競争法の適用除外にするといったドラスティックな政策提案までは、今のところ見当たっていません。

現在、EU では、当事務所のヨーロッパニュースレター「[2021年4月1日号](#)」でも紹介したとおり、垂直的協定に関する一括適用免除規則及びガイドラインの見直しをはじめとして、様々な競争法に関する規律の見直しを進めているところ、今後、研究開発及び専門化契約に係る水平的協定に関する一括適用免除規則並びに水平的協定に関するガイドラインの見直しを進めており、その中でサステナビリティとの関係に関する評価が盛り込まれる可能性があります¹⁴。

なお、これまでプライバシーに関する問題について、欧州委員会からは、競争法上の評価の枠外である旨の見解が表明されることもありましたが、最近では、プライバシーが競争変数（需要者が商品役務を選択する際に考慮する指標）の一つであると認められる限り、プライバシーに関する問題も、競争法上の評価の枠内で当然考慮可能という立場が明確に表明されるようになりました。このことを踏まえると、ESG、SDG、環境といったテーマについても、現時点では必ずしも競争変数の一つとして正面から位置付け難いことがあったとしても、需要者の認識、社会構造等の変化によって、将来的には、個々の事案において、競争法上の評価の枠内に入ってくる可能性があることにも留意が必要と思われれます。

3. 日本の独占禁止法上の議論状況

日本においても、複数の事業者が連携して ESG/SDG 関連の取組みを行おうとする場合に、「事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」になるときは、不当な取引制限に該当し、独占禁止法に違反します(2条6項、3条)。同様に、複数の事業者が連携して、ESG/SDG 関連の取組みを行おうとする場合に、非参加事業者が競争上劣位に置かれる等して、市場から排除されるおそれを生じさせるときも、独占禁止法に違反し得ます(2条5項、3条、2条6項、19条)。さらに、事業者団体が、「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」のほか、「一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること」や「構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること」等についても、独占禁止法に違反し得ます(8条)。

これに対して、環境保護のような社会公共目的も独占禁止法上の考慮要素になり得る旨は、一般論として石油カルテル事件¹⁵でも示されてきたところ、公正取引委員会が定めた様々なガイドライン等においても、事業者や事業者団体による環境の保全等の社会公共的な目的による取組みが正当化され得ること自体は確認されています¹⁶。

他方で、EU と同様に日本でも、今のところ、環境保護関連の取組みを独占禁止法の適用除外として取り扱うような指針等は公正取引委員会により示されていません。また、今のところ、公正取引委員会から、環境保護、サステナビリティや SDG といった領域に特化したガイドライン等も公表されていません。さらに、公正取引委員会は、OECD の場で、問題となる合意が持つ環境保護のコンテキストは反競争的でない形で発揮される必要があることや、そのような合意を締結する必要性については吟味して審査する旨も言明していました¹⁷。

以下では、今後そうした日本における取組みにとって参考になり得る事例として、①環境保護や②社会公共目的といった観点から、独占禁止法上の正当性を考慮した事例の概要をご紹介します。

(1) 環境保護関連

日本の独占禁止法上、環境保護に関連する正当化事由を考慮して独占禁止法上問題が生じないとの結論に至った事例は数多く存在しています。

特に、リサイクル推進等の資源を節約するための施策に関しては、そのような目的が社会公共的な目的として正当なものであるとともに、かかる施策への協力の任意性を理由として、独占禁止法上問題がないとの結論に至っている事例がいくつか見られます。

¹⁴ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_2094

¹⁵ 最判昭和 59 年 9 月 17 日刑集 38 卷 4 号 1287 頁。

¹⁶ 公正取引委員会「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成 7 年 10 月 30 日、第二の 7(2)、公正取引委員会「リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針」(平成 13 年 6 月 26 日)、及び公正取引委員会「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」(平成 13 年 10 月 24 日)。

¹⁷ “Horizontal Agreements in the Environmental Context 2010”, p. 68

す¹⁸。

また、事業者団体が、廃棄物の適正な処理を図る目的や、人体の健康・安全及び環境問題への影響に配慮する目的で一定の基準又は規格を定め、団体にその利用を求める行為についても、それらの遵守が任意であり、合理的に必要な範囲内の措置であることを理由に、独占禁止法上の問題はないと判断されていた事例も多く見られます¹⁹。とはいえ、環境規制が強化されていく中で、任意の施策協力だけで、環境保護の目標を達成することが困難であったり、輸入品も含めた競争者間での衡平な負担の実現も難しくなる場合(任意に環境目標達成に協力をする事業者が競争上不利になる事態)も考えられます。もっとも、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)のような制定法による何らかの強制が無い中では、全ての競争事業者に対して環境保護のための負担を業界団体などを通じて強制しようとした場合、環境保護の目的と競争政策の間で緊張が生じることも考えられます。例えば、昨年成立した、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」でもプラスチックの回収やリサイクルの促進を促していますが、家電リサイクル法に比べて、全ての競争事業者を拘束するようなメカニズムが導入されているわけではないため、これに協力しない海外生産者が出現することも容易に想定されるところ、リサイクルのためのコストを負担することを選択すれば、海外メーカーに比して競争上不利な立場になりかねない国内メーカーが、環境保護のための廃プラリサイクル促進に協力しない、あるいは、やむなく協力し難い状況に置かれる事態も予想されます。

さらに、公正取引委員会としても、環境保護政策の促進を妨げる意向を有しているわけでは当然無いためであると思われませんが、環境に悪影響を与えることを理由とした業界による様々な自主基準の設定についても、独占禁止法上問題とならない旨の判断を複数公表してきています。

例えば、事業者団体による環境への影響が懸念される製品の製造販売を停止する取決めについて、①温室効果を有さない新型品の商品化に伴い、温室効果を有する旧型品の製造販売を停止するものであり、需要者の利益を不当に害するものではないこと、②建築資材 A のメーカーが新型品を製造することに技術的な問題はなく、追加的な設備投資も必要ないことから、会員間で不当に差別的にはならないこと、③地球温暖化の防止を図るという社会公共的な目的の観点から合理的に必要とされる範囲内のものと考えられること、④旧型品の製造販売を停止する取決めを遵守するかどうかは会員の任意の判断によるものであることから、会員間の競争を阻害する効果はないため、独占禁止法上問題とはならないと判断している例があります。

この他にも、防ベンゼン等の大気中排出量抑制に関する自主基準の作成に関する事例²⁰では、会員に社会的責任を自覚し、環境汚染等を起こさぬよう自主管理を徹底してもらうために、自己責任のもとに排出の抑制と削減に取り組むことを基本方針とした品目ごとの団体としてのリスク管理計画を策定することは、環境の保全という社会公共的な目的に合致する自主基準と考えられ、需要者の利益を不当に害するものではなく、また、特定の事業者に差別的なものでもないと考えられるため、独占禁止法上問題ないとしつつ、排出の抑制、削減が計画どおり進まない企業に対して行う調査、指導、助言については、あくまで目的達成に必要な範囲のものに留めることとし、自主基準の強制に当たることのないよう十分留意する必要がある、とされています。

同様に、事業者団体におけるオゾン層破壊物質の使用抑制のお願いについては²¹、団体として、臭化メチルが「モントリオール議定書」に基づく規制対象物質に指定されたことを受けて、会員の取引先に対し、臭化メチルの生産削減の趣旨を説明するとともに、その使用量の抑制について理解・協力を求めることは、それに留まる限り独占禁止法上問題ないとされており、一般的要請に留まるような純粋に任意のものであれば許容されることが示されています。

最近のプラスチックを使用したレジ袋の有料化に伴い、小売業者を会員とする団体が、当該会員の店舗において提供されるレジ袋について、従来のレジ袋は今後提供しないこととし、環境負荷の小さいレジ袋を単価 3 円で統一して提供することを内容とするガイドラインを策定することについても、公正取引委員会は、レジ袋に係るリデュース等の徹底という政府の方針や、プラスチック資源循環戦略の趣旨を踏まえた正当な目的に基づくものであることのほかに、会員に対して当該ガイドラインの遵守を強制するものではないこと等を考慮して、独占禁止法上問題ないと判断しています²²。

ただ、これらの公正取引委員会による公表例では、いずれも基本的に、業界団体が任意の協力を求める限りで問題ないとする

¹⁸ 公正取引委員会「[リサイクル費用徴収方法に関する自主基準の設定](#)」、公正取引委員会「事業者団体の活動に関する主要相談事例」(平成 14 年 3 月)の[事例 31](#)。

¹⁹ 公正取引委員会「事業者団体の活動に関する主要相談事例」(平成 14 年 3 月)の[事例 25](#)、[事例 27](#)、[事例 32](#)。

²⁰ 公正取引委員会「事業者団体の活動に関する主要相談事例」(平成 14 年 3 月)の[事例 46](#)。

²¹ 公正取引委員会「事業者団体の活動に関する主要相談事例」(平成 14 年 3 月)の[事例 13](#)。

²² 公正取引委員会「[令和元年度相談事例集 事例 12](#)」。

に過ぎず、その結果、取組みに参加する競争事業者が国内業者のみに留まるような場合を除き、任意の協力要請だけでは、これに従う国内事業者と、こうした業界団体には属していないことが多く、こうした要請に応じるインセンティブに乏しいし、実際にも協力しようとならない海外事業者との間で、環境コストの負担の均衡が確保されず、内外の事業者間で、競争上の不均衡が生じることもあり得ます。そこで、こうした不均衡を解消するために、より強力で実効的な業界内での取決めを業界団体が行おうとしても、上記公表例を見る限りでは、公正取引委員会が、こうした努力を当然に肯定するものと即断できるかについては慎重な検討が必要のように思われます。その意味では、家電リサイクル法のような輸入品も含めた法律による強制的なメカニズムが導入されている場合はともかく、制度的な裏付けが無い中で、任意の協力に頼るだけで、本当に環境保護目的の業界を挙げての実効的な措置を円滑に行えるかは、公正取引委員会が示す判断枠組みや執行のスタンスにかかっている面があるようにも思われます。

(2) 社会公共目的

競争とは必ずしも直接に関連しないような人権擁護、公衆衛生、労働条件の改善、労働安全、雇用確保、独占禁止法以外の法令遵守等の公共の福祉にかなう等の点を考慮して、独占禁止法に違反しないと判断された事例もいくつか存在しています²³。また、被災者に対する支援といった要素も考慮される場合があります²⁴。

4. 日本企業への示唆について

EU において社会・産業構造の大転換を見据えた環境・競争政策が次々と打ち出されていく中では、EU において活動する日本企業がそれらをフォロー、遵守する必要があることはもちろん、日本で活動する日本企業にとっても、日本の環境・競争政策への波及効果(いわゆるブリュッセル効果)を見据えた対応がより一層求められていくと予想されます。特に、EU の競争当局が持つ高い国際的発信力等からすれば、公正取引委員会が日本における SDG/ESG 関連の共同の取組みを評価する際にも、そうした EU の動向が一定程度参考にされるのではないかと予想されます。他方で、EU でも、環境保護その他の公共の目的が尊重されるべきことは競争当局も認めつつも、そのために競争政策が制約されることに対する警戒も見られるようですし、冒頭に記載したとおり、日本でも公正取引委員会の事務総長は、本年 2 月 9 日の定例記者会見で、慎重な見方を示しています。とはいえ、同時に、世界的に、環境保護、特に温室効果ガスの排出削減は各国とも協力に進めようとしている政策であり、これを競争当局が妨げようとしているという評価を受けることがないように、慎重な発言もしているように見受けられます。このような国内外を問わず複雑な政策動向が見られる中では、SDG/ESG 関連政策と競争政策を別々に追い掛けるのではなく、様々な関連政策の中での競争当局・競争政策の位置付けやスタンスにも目配せしながら、様々な動向をフォロー、分析していくことが重要になりそうです。

さらに、SDG/ESG 関連の共同の取組みに対する独占禁止法上の評価を検討する際には、EU で既に議論が進んでいるポイント以外に、日本国外での環境保護に適う取組みは日本の独占禁止法上もプラスに評価し得るのか、あるサービスにおける競争制限的な取決めによって他の関連するサービスにおける環境保護等が図られる場合でも独占禁止法違反が成立してしまうのか等といった課題にも直面することが想定されます。

そのため、日本企業においては、SDG/ESG 関連の共同の取組みを検討、計画等する際に、公正取引委員会も参照することの多い EU 競争当局の環境政策と競争政策との間の調和を目指した政策動向の進展をフォローするとともに、こうした変化の激しい業界・政策動向の下で、適時に日本の独占禁止法上の評価を施せるよう、類似事例や判断枠組みの整理を進めていくことが大切になると考えられます。

²³ 芝浦と場事件(最判平成元年 12 月 14 日)、葉書事件(大阪高判平成 6 年 10 月 24 日)、豊北町福祉バス事件(山口下関支判平成 18 年 1 月 16 日)等。また、公正取引委員会の相談事例集の中でも、例えば、化学品のメーカーを会員とする団体が、会員が実施する工場の定期修理の日程を調整することについて、長時間労働等の改善を目的としているとして、独占禁止法上問題ないと判断した事例(令和元年度相談事例集事例 6)等があります。

²⁴ 大規模小売業者災害時廉価販売(平成 19 年度相談事例集事例 11)、東日本大震災に関連する Q&A3。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 